

訪問看護・介護予防訪問看護 重要事項説明書

〈令和6年6月1日現在〉

指定訪問看護又は介護予防訪問看護の提供に当たり、事業所の概要や提供されるサービスの内容、利用上の留意事項等の重要事項について次のとおり説明します。

1. 事業所の概要

(1) 医療法人の概要

事業者	医療法人社団 秀峰会
所在地	〒416-0907 静岡県富士市中島327番地
電話番号	0545-61-4050
代表職	理事長
代表者氏名	川村 統勇

(2) 事業所の概要

事業所名	訪問看護ステーション ケアメイト
所在地	〒416-0903 静岡県富士市松本357番地の1
電話番号	0545-66-3622
介護保険事業所番号	2262390053
管理者氏名	山田 淳子
指定年月日	平成11年3月1日
併設している事業所	居宅介護支援事業所 幸
サービスを提供する地域	富士市、富士宮市

2. 事業の目的及び運営方針

事業の目的	<ul style="list-style-type: none">・居宅において、主治医が訪問看護の必要性を認めた利用者に対して、適切な訪問看護を提供することを目的とします。
運営方針	<ul style="list-style-type: none">・訪問看護ステーションケアメイト(以下、事業所という)の看護師その他の従業者は、利用者の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指して支援します。・事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業所、関係市町村、地域の保険・医療福祉機関との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。・事業所は、必要ときに必要な訪問看護の提供が行えるよう、事業体制の整備に努めます。

3. 提供するサービスの内容

サービス内容	<ul style="list-style-type: none">・病状、障害の観察、健康管理・療養、看護、介護方法のアドバイス・食事ケア、水分、栄養管理、排泄ケア、清潔ケア・ターミナルケア・リハビリテーション・認知症や精神疾患の方の看護・家族など介護者の支援・褥瘡や創傷の処置・カテーテルなど医療機器の管理・医師の指示による医療処置・保険、福祉サービスなどの活用支援
--------	---

4. 営業日時

営業日	月曜日から金曜日まで ただし、国民の祝日、年末年始を除きます
営業時間	午前8時30分から午後5時30分まで

5. 職員体制

令和4年4月現在

	常 勤		非常勤	備 考
	専 従	兼 務	専 従	
管理者		1名		看護師と兼務
看護師	2名以上		1名以上	
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	1名以上			
事務職員		1名		

6. 利用料等

サービスを利用した場合の「基本利用料」は別紙のとおりであり、お支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料の1割の額（一定以上の所得のある方は2割又は3割）です。

ただし、支払方法が償還払いとなる場合には、利用料の全額をお支払いいただきます。支払いを受けた後、事業所からサービス提供証明書を発行しますので、市町村の介護保険担当窓口へ提出し、後日払い戻しを受けてください。

※詳細は別紙参照

口座引き落とし	・サービスを利用した月の翌月の27日(祝休日の場合は翌営業日)に利用者が指定する口座より引き落とします
現金払い	・毎月中旬頃までに、前月分の請求書をお渡しします。現金でお支払いください

7. サービスの利用について

キャンセル料	・ありません ・やむを得ず訪問予定変更を希望される場合は、事前にご連絡をお願いします
保険証の確認	・医療保険証・介護保険証・受給者証等を確認させていただきます。これらの書類について内容に変更が生じた場合は必ずお知らせください
災害時	・台風や地震などの影響で、当日のサービス提供ができない場合がありますので、ご了承ください ・災害発生時は、まず、従業者と利用者の安全確保、被害状況の把握を行い、訪問看護が継続できるか判断します

8. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容態の急変、その他緊急事態が生じた場合は、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、事前の打ち合わせに基づき、家族・主治医・救急機関・居宅介護支援事業所等に連絡します。

9. 事故発生時の対応

利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対するサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	三井住友海上火災保険株式会社
保険名	訪問看護事業者賠償責任保険

10. 苦情相談窓口

サービス提供に関する苦情や相談は、下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号 0545-66-3622 受付時間 月曜日から金曜日8時30分から17時30分 担当者名 山田 淳子
---------	---

苦情受付機関	富士市介護保険課(介護保険制度全般に関する事)	0545-55-2767
	富士市福祉総務課福祉指導室(事業者指導に関する事)	0545-55-2863
	富士宮市保健福祉部高齢支援課介護保険係	0544-22-1141
	静岡県国民健康保険団体連合会	054-253-5590

11. 虐待防止のための措置

- ・虐待防止対策委員会を設置、定期的を開催するとともに、従業者に周知徹底を図る
- ・虐待防止のための指針を整備する
- ・従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的を実施する
- ・虐待防止対策担当者をおき、上記措置を適切に実施する

虐待対策担当者	堀水 理恵
---------	-------

12. その他運営に関する事項

事業所は適切な訪問看護の提供を確保する観点から、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、カスタマーハラスメントを防止するための必要な措置を講じます。

13. サービスの終了

次の場合にサービスは終了となります。

- ・利用者が介護保険施設へ入院又は入所した場合
- ・利用者の要介護又は要支援状態区分が自立となった場合
- ・利用者が死亡した場合
- ・事業者が、正当な理由なくサービスを提供しない場合
- ・事業者が、守秘義務に反した場合
- ・事業者が、利用者やその家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
- ・事業者が、倒産した場合
- ・その他、利用者は契約更新を希望しない場合、利用料等の変更に対して同意することができない場合には契約を解約することができます。
- ・利用者の利用料等の支払いが3ヶ月以上遅延し、利用料等を支払うよう催告したにも拘らず、別途定めた期限内に支払われなかった場合
- ・利用者又はその家族が事業者や従業者又は他の利用者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合

《介護保険 基本部分》

【介護訪問看護】

1 単位 = 10.21 円

		単位数
看護師による訪問	20 分未満	314
	30 分未満	471
	30 分以上 60 分未満	823
	60 分以上 90 分未満	1,128
理学療法士等による訪問	20 分	294
	40 分	588
	60 分 (90/100)	794

【介護予防訪問看護】

		単位数
看護師による訪問	20 分未満	303
	30 分未満	451
	30 分以上 60 分未満	794
	60 分以上 90 分未満	1,090
理学療法士等による訪問	20 分	284
	40 分	568
	60 分 (50/100)	142

* 理学療法士等が、利用開始日から 12 月越の利用者に指定介護予防訪問看護を行った場合は、1 回につき 5 単位減算

《加算部分》

夜間・早朝加算	夜間(18 時～22 時)、早朝(6 時～8 時)	基本単価の 25% 増
深夜加算	深夜(22 時～6 時)	基本単価の 50% 増

* 緊急時訪問看護加算をご契約いただいている方の 1 月の 2 回目以降の緊急時訪問については、夜間・早朝・深夜加算がかかります。

サービス提供体制加算(イ) (ロ)	訪問ごと	6 3
緊急時訪問看護加算 I	1回/月	600
特別管理加算 I II	1回/月	500 250
初回加算 I II	退院当日の初回訪問 退院日以外の初回訪問	350 300
退院時共同指導加算	病院又は施設と療養上必要な指導を行い、文書にて提供	600
複数名訪問加算(30分未満) (30分以上)	複数名による訪問看護	254 402
長時間訪問看護加算	特別管理加算対象者に1時間30分を超えた場合	300
看護体制強化加算 (I) (II)	1回/月	550 200
専門管理加算	1回/月	250
ターミナルケア加算	死亡月に1回	2,500

要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

注1：上記の基本利用料及び加算等は、厚生労働大臣が告示で定める金額（事業所の所在地が7級地のため、単位数に10.21を乗じた額）であり、これが改定された場合は、これら基本利用料等も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料等を書面でお知らせします。

注2：介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

注3：上記の利用者負担金は目安の金額であり、円未満の端数処理等により多少の誤差が生じることがあります。

※ 緊急時訪問看護加算は、利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対して24時間連絡体制にあって、かつ、計画的に訪問する事となっていない緊急時訪問を必要に応じて行う旨を説明し、同意を得た場合に加算します。

※ 特別管理加算は、指定訪問看護に関し、特別な管理を必要とする利用者(別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに限る。)に対して、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に加算します。なお、「別に厚生労働大臣が定める状態にあるもの」とは次のとおりです。

・特別管理加算Iは①に、特別管理加算IIは②～⑤に該当する利用者に対して訪問看護を行った場合に加算します。

① 在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態

② 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法

指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態

- ③ 人工肛門又は人口膀胱を設置している状態
- ④ 真皮を超える褥瘡の状態
- ⑤ 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態

- ※ 複数名訪問看護加算の対象となるのは下記の方で、利用者の同意を得て算定します。
 - ① 利用者の身体的理由により、1人の看護師による訪問看護が困難と認められる場合
 - ② 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合
 - ③ その他、利用者の状況から判断して①又は②に準ずると認められる者
- ※ 退院時共同指導料は、入院若しくは入所中の者が退院退所するにあたり、主治医等と連携し、在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合に加算します。初回加算を算定する場合には算定しません。
- ※ 初回加算は、新規に訪問看護計画を作成した利用者に対し、病院、診療所等から退院した日に初回の訪問を行った場合は（Ⅰ）を、退院日以外に訪問を行った場合は（Ⅱ）を加算します。退院時共同指導加算を算定する場合には算定しません。
- ※ 看護体制強化加算は、医療ニーズの高い利用者への指定訪問看護の提供体制を強化した場合に加算します。
- ※ 専門管理加算は、専門の研修を受けた看護師又は特定行為研修を修了した看護師が、訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に加算します。
- ※ ターミナルケア加算は、在宅で死亡された利用者について、利用者又はその家族等の同意を得て、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合に加算します。（ターミナルケアを行った後、24時間以内にご自宅以外で死亡された場合を含む）
- ※ 主治医から、急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を受けた場合は、その指示の日から14日間に限って、介護保険による訪問看護費は算定せず、別途医療保険による訪問看護の提供となります。

(3) その他の費用

交通費	富士市、富士宮市については無料 それ以外の地域は、通常の実施範囲を超えた地点から1回につき、5kmまで300円、5km～10km未満500円、10km以上800円
エンゼルケア	15,000円/1回
吸引器	2,000円/月

- ・緊急時訪問看護加算に 同意します 同意しません
- ・複数名訪問看護加算に 同意します 同意しません
- ・看護体制強化加算に 同意します 同意しません
- ・ターミナルケア加算に 同意します 同意しません
- ・理学療法士等が訪問看護の一環として訪問する事に 同意します 同意しません

《医療保険》

訪問看護管理療養費	月の初日の訪問	7,670 円
	2 日目以降の訪問	3,000 円
訪問看護基本療養費(Ⅰ)	看護師 週 3 日まで	5,550 円
	週 4 日以降	6,550 円
	理学療法士等	5,550 円
訪問看護基本療養費(Ⅲ)	入院中の外泊 (1 回)	8,500 円
訪問看護ベースアップ評価加算Ⅰ	1 回/月	780 円

《加算》

24 時間対応体制加算 イ	1 回/月	6,800 円
特別管理加算	在宅酸素・人工肛門・褥創 週 3 回以上の点滴静脈注射	2,500 円
特別管理加算 難	胃瘻・留置カテーテル 気管カニューレ・輸液用ポート	5,000 円
難病複数回訪問加算	1 日 2 回の訪問	4,500 円
	1 日 3 回以上の訪問	8,000 円
退院時共同指導加算	退院後翌日以降の初回訪問時	8,000 円
退院支援指導加算	退院日に療養上の指導が必要な場合	6,000 円
特別指導加算	特別管理加算を算定している方で退院時共同指導加算を算定した場合	2,000 円
緊急時訪問看護加算	計画外の緊急訪問(1 日に 1 回)14 日目まで	2,650 円
	15 日目以降	2,000 円
複数名訪問看護加算	看護師 (週 1 回)	4,500 円
	看護補助者 (週 3 回)	3,000 円
長時間訪問看護加算	週 1 回 (90 分を超えた場合)	5,200 円
夜間・早朝加算	夜間(18:00~22:00) 早朝(6:00~8:00)	2,100 円
深夜加算	深夜(22:00~6:00)	4,200 円
訪問看護医療 D X 情報活用加算	1 回/月	50 円
専門管理加算	1 回/月	2,500 円
訪問看護ターミナルケア療養費	死亡月に 1 回	25,000 円

【保険適応外の料金】

延長料金	20分	4,000円
	40分	7,000円
	60分	10,000円
交通費	5km未満	300円
	5～10km	500円
	10km以上	800円
駐車場・公共交通機関・高速料金		実費
エンゼルケア（死後の処置）	1回	15,000円
吸引器	1月	2,000円

【自費での訪問】

訪問看護	20分	4,000円
	40分	7,000円
	60分	10,000円
夜間・早朝	18:00～22:00、6:00～8:00	2,000円
深夜	22:00～6:00	4,000円

- ・ 24時間対応体制加算に 同意します 同意しません
- ・ 複数名訪問看護加算に 同意します 同意しません
- ・ 理学療法士等が訪問看護の一環として訪問する事に
 同意します 同意しません

令和 年 月 日

(事業者)

訪問看護の提供に当たり、この説明書に基づいて重要事項を説明しました。

所在地 〒416-0907 静岡県富士市松本357番地の1
事業所名 訪問看護ステーション ケアメイト
説明者

(利用者)

この説明により訪問看護に関する重要事項の説明を受けました。

住所

氏名

(代理人)

住所

氏名

(本人との続柄)